

事務連絡
令和5年3月7日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

風しんの追加的対策に係る令和5年度の対応について（協力依頼）

風しんの追加的対策につきまして、多大なる御協力を賜り感謝申し上げます。

本対策は令和7年3月までに、本対策の対象者の抗体保有率を90%に引き上げるという目標を掲げています。当該目標を達成するためには、令和7年3月までに抗体検査を約920万人に受けていただく必要がありますが、令和4年12月までの進捗については、これまでにクーポン券を使用し抗体検査を受けた者は約470万人に留まっています。風しんの発生及びまん延を防止するために、本対策の対象者に対してクーポン券を早期に発行することが非常に重要です。

つきましては、下記事項について関係者への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について御協力をお願いいたします。

記

1 令和5年度のクーポン券発行対象者について

- (1) 市区町村は、令和5年度の本対策として、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のうち、過去にクーポン券の使用が確認出来ない者に対し、クーポン券の再発行及び送付を行うこと。
- (2) 令和5年度当初からクーポン券を使用できるよう、早期にクーポン券が対象者の手元に届くよう令和4年度中に準備を進めること。
- (3) 4月1日前後は市区町村間の住民異動が多いことから、転入者については令和5年4月末までにクーポン券を一括で発行・送付することが望ましい。
- (4) 市区町村の転出があった場合には、送付されたクーポン券が使用できないため、クーポン券の送付時に、転出先で再発行が必要である旨を対象者に周知すること。

2 令和4年度までに発行されたクーポン券の取扱いについて

- (1) 令和4年度までに発行されたクーポン券については、再発行できない場合、例外的に令和6年2月まで使用可能とする。
- (2) 前項の対応を行った場合には、クーポン券未使用であった者に対して、再勧奨を行うこと。
- (3) 市区町村の転出があった場合には、令和4年度までに送付されたクーポン券が使用できないため、再勧奨の際に、転出先で再発行が必要である旨を対象者に周知すること。
- (4) 有効期限を延長したクーポン券で、委託料を改定したものについては、実施機関において、当該クーポン券を発行した市区町村の委託料改定の有無を確認（※以下4(2)で示す新旧価格表を使用。）し、クーポン券面額に変更がある場合は、旧金額に取り消し線を引き、その下部に改定後の金額を記載する。実施機関は、クーポン券を貼付した予診票の合計金額を請求金額として取りまとめの上、代行機関を通じて市区町村へ請求を行うものとする。
- (5) なお、委託料が改定された市区町村のクーポン券であっても、実施機関において委託料の訂正がなされない（印刷済みの券面額がそのまま表示されたクーポンを代行機関に提出する）場合は、印刷済みの券面額により市区町村に請求される。このため、市区町村においては、改定後（令和5年度）の委託料と改定前（令和元年度から令和4年度）の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

3 前倒し発行したクーポン券の取扱いについて

令和4年度の当初に発行したクーポン券と、令和4年度末に前倒し発行した令和5年度用のクーポン券の券面額が異なる場合については、令和4年度中は、いずれも有効期間内であることから、実施機関は、印刷済みの券面額に基づき請求を行うものとする。このため、市区町村においては、改定後の委託料と改定前の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

4 委託料改定を行う場合の手順

- (1) 委託料を改定する場合は、改定前の金額及び改定後の金額を、令和5年3月27日までに、別紙様式により、各都道府県担当において管内市区町村分を取りまとめ、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室へ報告する。
- (2) 厚生労働省は、実施機関や代行機関等において委託料の確認を行えるよう、価格改定のあった市区町村について、新旧価格表を作成し、公表（周知）する。

5 その他

市区町村が委託料を改定する場合には、当該市区町村の新旧の委託料を公表するとともに、全国の実施機関等に目視での対応を求めることとなることについて、関係者と理解を共有しておく必要がある。また、当該市区町村内の実施機関への取扱いの周知については、当該市区町村が、関係者と協力の上遺漏なきを図るものとする。